

1 推進施策の方向性

(1) 推進の方向と重点施策

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では重要施策として設定した“景観まちづくりの共有”“景観スタイリストの支援”“重点的な地区の景観形成の推進”の取り組みのプログラムを着実に実施し、その達成目標に到達することができました。

しかし、計画編に示す景観形成に向けた基本的な考え方である、市民・事業者が自主的・自発的に取り組むこと、相互協力のもとに取り組むこと、地域の状況や特性に応じながら総合的に取り組むことが重要であることは変わりなく、第1期で定めた推進の方向である市民・事業者等の意識を景観に向けること、景観形成に取り組む人材を育成すること、地域の景観まちづくりを推進することについては、これまでの効果を維持・拡大していくため、引き続き継続していくことが大切です。

今後は、市民・事業者等が、意識を景観に向け続けるように、魅力的なとよなかの景観まちづくりについて、共有からさらに意識向上に取り組むとともに、相互協力のもとに景観形成に取り組む人材、景観スタイリストの活躍推進に取り組みます。また、地域の景観まちづくりの推進に関しては、これまでの10年間の取り組みの結果、都市景観形成推進地区を7地区指定し、うち5地区において、市民・事業者が主体となり、ルールづくりが行われました。そのため、引き続き重点的な地区の景観形成を推進することとし、新たなルールづくりへの支援に加えて、既存のルールの維持に向けた支援に取り組みます。

計画編		
景観形成に向けた基本的な考え方	推進の方向	重点施策
○自主的・自発的に取り組む都市景観の形成	⇒ 市民・事業者等の意識を景観に向ける	⇒ 景観まちづくりへの意識向上
○相互協力のもと取り組む都市景観の形成	⇒ 景観形成に取り組む人材を育成する	⇒ 景観スタイリストの活躍推進
○総合的な都市景観の形成 ・状況に応じた都市景観形成 ・関連施策の活用による都市景観形成 ・地域の特性に応じた都市景観形成	⇒ 地域の景観まちづくりを推進する	⇒ 重点的な地区の景観形成の推進

市民・事業者・NPO等と行政が一体となって、それぞれの役割を果たしながら上記の3つの重点施策を進めていきますが、特に本章では市が主体的に取り組む施策について記載することとします。

(2) 継続して取り組む普遍的施策

普遍的施策は、景観まちづくりを推進していくために市が主体となって継続的に取り組んでいく基本的な施策です。

市全域を対象に、良好な公共空間整備や建築物のデザイン誘導といった一つ一つの取り組みを通して、景観の質的向上を図ります。

また、景観まちづくりに総合的に取り組んでいくために、役割分担や推進体制についても明確にしていきます。

普遍的施策
PR・啓発
事業・計画
推進体制

## 1. 重点的取り組み

## (1) 景観まちづくりへの意識向上

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、市民・事業者等に景観やまちへの興味を持ってもらい、景観まちづくりへの意欲が高まるよう、本市の良好な景観資源を「景観スポット」として

広く発信し、みんなの景観資源として共有していくことができるよう、その準備段階から共有までを3ステップに分けて段階的に進めてきました。しかし、景観というものは、時間が経過するとともに、生活様式が変わることで、景観に向ける目線や思いが変化したり、経済活動によりまちなみが更新されるなど、うつろうものです。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」においては、上記に述べた“うつろう景観”へ意識を向けるため、収集・共有という取り組みを継続することに加えて、新たな景観の魅力の発見・発信を行う参加型のイベントなどを改善しながら繰り返し実施することにより、これまでも培われてきた景観を「まもる、つくる、そだてる、いかす」の意識につなげ、景観まちづくりへの意欲の維持・発展を図ります。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを次ページのとおり示します。

## 『景観スポットとは』

好感の持てる景観資源を募ることで、地域の景観への関心を誘い、景観を見る目を養うとともに、これらを広くPRすることで、景観資源の保全や景観に親しむ機会の提供などにつなげていくものです。



鍵盤デザインの花壇（野田町）  
豊中まちなみ市民賞受賞作品



服部本町の夫婦桜（服部本町）  
豊中まちなみ市民賞受賞作品



グランドピアノの形をした屋根（野田町）  
豊中まちなみ市民賞受賞作品



ふれあい緑地内にあるオブジェ（服部西町）  
豊中市都市デザイン賞、豊中まちなみ市民賞受賞作品

## 景観スポットの例

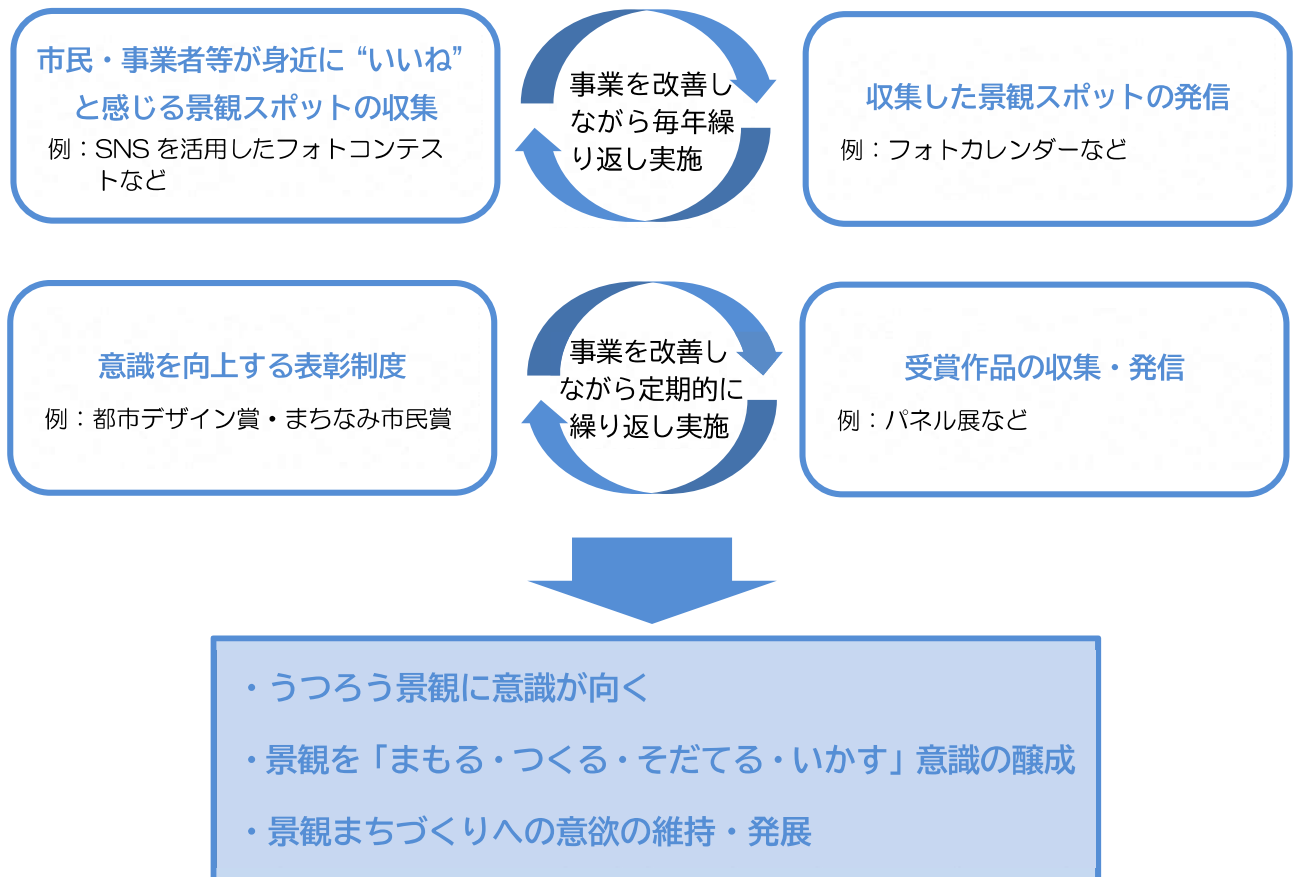


天竺川の鯉のぼり（野田町、赤坂）  
豊中まちなみ市民賞受賞作品



みんなの憩い花壇（旭ヶ丘）  
豊中まちなみ市民賞受賞作品

## 「景観まちづくりへの意識向上」の展開



### 景観まちづくりへの意識向上に向けた連携体制

#### ○広報担当部署、都市ブランドづくりに関する部署との連携

景観資源を広く知らせるため、広報担当部署との連携を図るとともに、景観資源を都市ブランドづくりに活用するため、都市ブランドづくりに関する部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

#### ○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

#### ○市民団体等との連携

市民の景観に対する意識を高めるため、景観に関わる市民団体等の取り組みと連携して、景観まちづくりのPRを行います。

## (2) 景観スタイリストの活躍推進

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、好感を楽しみ、共感へと広げる取り組みを実践していく人を景観スタイリストと位置づけ、景観スタイリストの育成・支援に取り組んできました。しかし、小中高生に対するプログラムを個別に実施してきたため、世代ごとへの一時的な意識付けで完結していました。また、景観スタイリストとは、身近な景観を楽しむ人や、好感に気づく人から、景観まちづくりに取り組む人といった幅広い人を指していることから、育成・支援を進めるにあたって、対象となる各世代の人に対する目標の設定に難しさがありました。

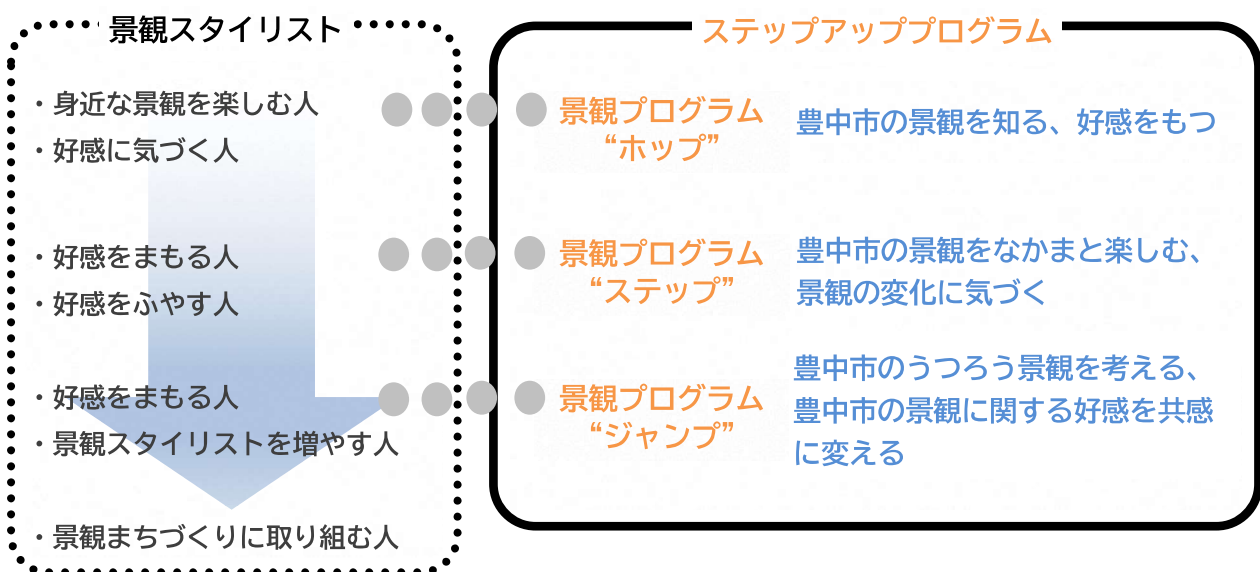
今後は、各プログラムを体験することで、どのように景観に対する意識が芽生え、醸成し、行動につながっていくのかを示す必要があります。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」では、これまでの景観スタイリスト育成・支援プログラムに、身近な景観について好感をもち、それを周りの人と楽しみ、一方で馴染のあった景観の中には変化しているものがあることに気づくなかで、そのうつろう景観について考えることで、変わらず見慣れた身近な景観をまもる意識や、新しく変わっていく景観に新たな魅力を感じ、育て、いかしていく意識醸成の視点を取り入れるとともに、各プログラム参加者へのアンケート等により効果を確認し、適宜プログラムの見直しを行います。

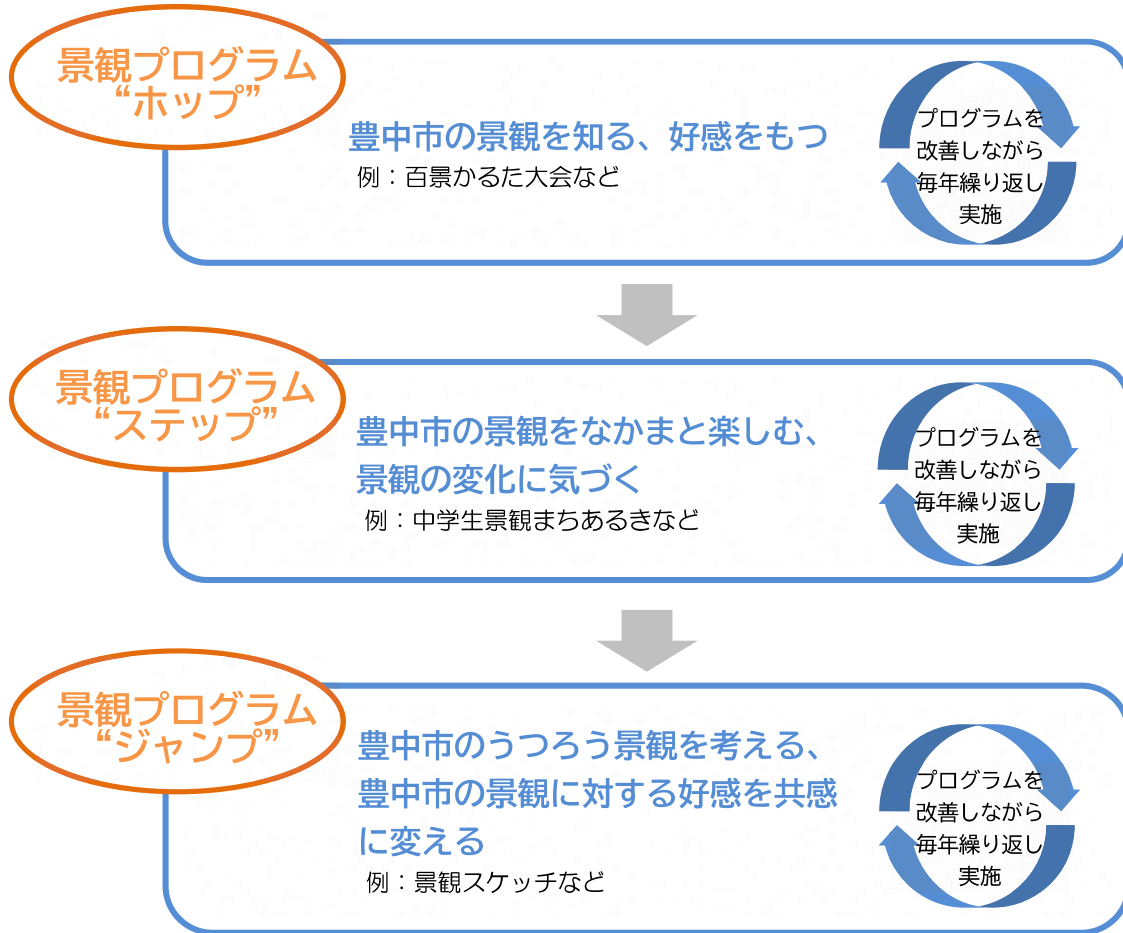
加えて、プログラムの構成を、景観に対する意識が芽生える過程を“ホップ”、景観に対する意識が醸成していくなかで、まわりのひとと共有したり、景観の変化に対する気づきを体験する過程を“ステップ”、うつろう景観を考え、次の行動につながるきっかけを意識する過程を“ジャンプ”と分けて、ステップアッププログラムとすることで、継続的な景観まちづくりの意識の醸成を図ります。さらにステップごとに設定した目標をふまえたプログラムを体験することにより、新しい景観の発見や発信、景観まちづくりに取り組むといった行動へとつなげていきます。

また、各プログラムを「(1) 景観まちづくりへの意識向上」の取り組みと連携させることで、重点的な取り組みを横断的なものとし、各取り組みの相乗効果を図ります。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを次ページのとおり示します。



「景観スタイリストの活躍推進」の展開



※それぞれのプログラムの題材は、とよなか百景などの景観スポットを使用します。

- ・ 景観に対する意識の持続
- ・ 景観まちづくりに取り組む人を増やす

景観スタイリストの支援について

市は景観プログラムに参加する皆さんが、身近な景観を楽しむことや、好感に気づくといったことから、なかまと景観まちづくりに取り組む意欲や興味につながるように、さまざまな情報提供を行っていきます。



## 景観スタイリストの活躍推進に向けた連携体制

### ○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

### ○教育関係部署、子育て支援担当部署との連携

こどもから大人まで、各世代に対応した学習・啓発プログラムの検討や実施に向け、学校教育や社会教育等の所管部署、子育て支援担当部署との連携により取り組みを行います。

### ○市民活動・地域活動団体、専門家団体との連携

学習・啓発プログラムの検討や実施において、関連する市民活動団体や地域活動団体、建築等の専門家団体との連携により取り組みを行います。



中学生景観スポットまちあるき



高校生景観スポットまちあるき



中高生スケッチ原画展



景観学習会

### さまざまなプログラム



豊中かいわいスケッチ



豊中かいわいスケッチ原画展

### (3) 重点的な地区の景観形成の推進

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、地域の特性をいかした景観まちづくりには、地域の市民・事業者とともにまちの状況や課題にあわせてきめ細かな景観形成の方針や基準を検討し、市民・事業者・行政の協働の取り組みにより、ルールとして担保していくことが重要として、市民や事業者等がルールを発意する取り組みを支援しながら、ルールの指定を進めてきました。しかし、ルールを指定した地区の中には、時間の経過とともに、相続による世代交代や、売却などにより所有者が変わることにより、ルールづくりに関する“住民発意”を行った当時の“思い”が薄れてきている事例もあります。

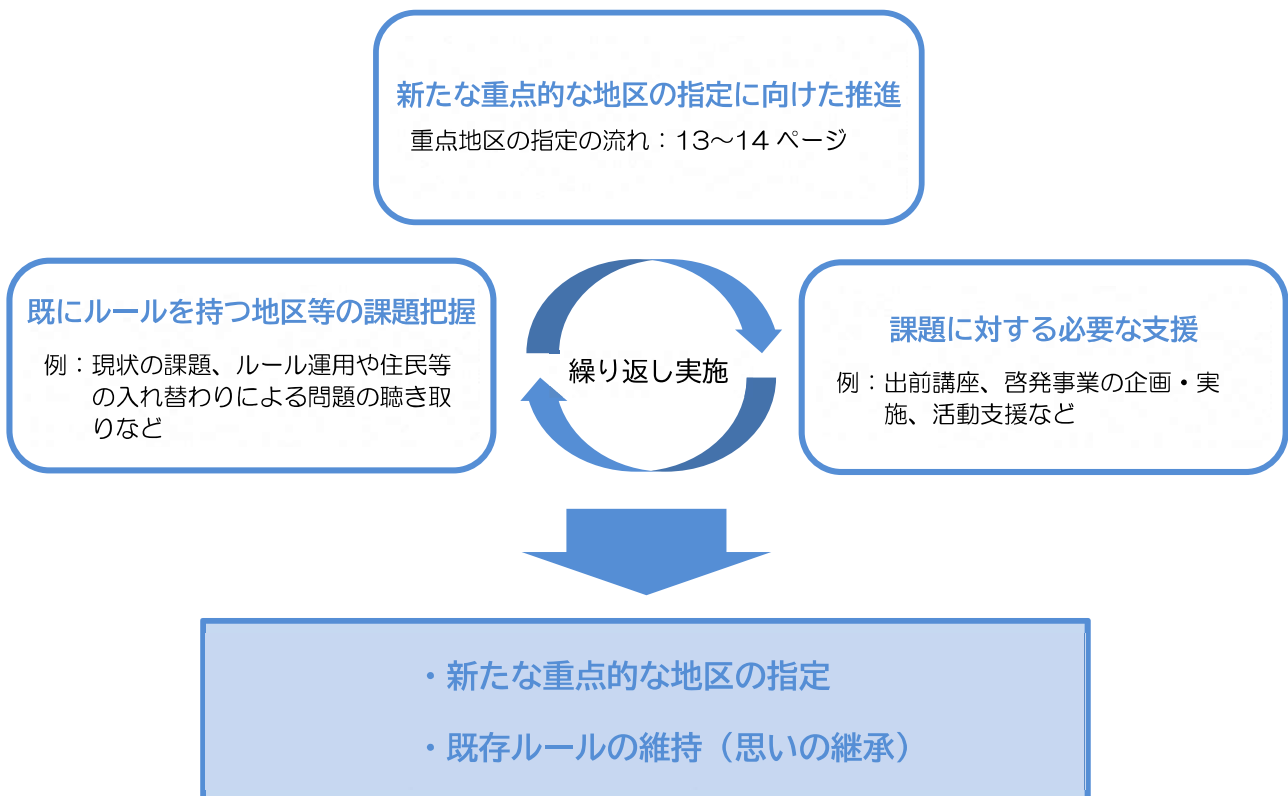
#### 『重点的な地区とは』

地区の特性に応じた景観の保全や創出、調和を図るため、住民や事業者などが主体的に地域の景観まちづくりに取り組み、さまざまな手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めた地区を重点的な地区とするものです。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」では、引き続き市民や事業者等がルールを発意する取り組みを支援するとともに、これまでルールを設ける地区指定を行ったところに対して、今後もルールが円滑に守られ、維持されていくよう支援を行います。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを以下のとおり示します。

#### 「重点的な地区の景観形成の推進」の展開



## 重点的な地区の指定の流れ

### 市民や事業者等が発意する取り組みのタイプ

#### 意識の育成

自分の住む地域の景観を見直し、地域の景観やまちのあり方を考えるきっかけをつくるとともに景観まちづくりに関わる先進的な取り組みについての情報を提供します。

##### ○景観まちづくりに関する学習機会の提供

自治会等の地域の景観まちづくりに取り組もうとする団体等に対して出前講座の実施等により、学習会の支援や先駆的な取り組みに関する情報の提供等を行います。

また、すでにまちづくりのルールを取り決めている団体に対しても、ステップアップに向けた情報の提供等の支援を行います。

(取り組み)

- ・ 出前講座
- ・ 開発行為等を予定している事業者に対し、景観形成のルール策定を働きかけ

#### 地区の景観まちづくりの支援

景観まちづくりに関わる取り組みに対して、ルール化に向けた技術的なアドバイス等の支援を行い、具体的な取り組みへとつなぎます。

##### ○取り組みの立ち上げ期における活動支援

地域での景観まちづくりに関わる市民主体の取り組みの立ち上げ期に対して活動が軌道に乗るよう専門家を派遣するとともに、活動費を助成します。

##### ○取り組みの具体化に向けた活動支援

地区の景観まちづくりのルール化等、具体的な活動に対して、専門家を派遣するとともに活動費を助成します。

(取り組み)

- ・ 活動助成とアドバイザー派遣
- ・ 活動助成とコンサルタント派遣
- ・ 開発行為等を予定している事業者に対し、景観形成のルールを検討

#### 景観形成に関するルールの担保

地域で共有された計画や合意されたルールをさまざまな制度を活用して担保します。

##### ○景観形成に関するルールの担保

地域で合意された景観形成に関するルールについては、都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地域のニーズに応じたしくみを用いて担保していきます。

(取り組み)

- ・ 都市景観形成推進地区の指定



## 市が先導する取り組みのタイプ

### 市からの働きかけ

市街地再開発事業や土地区画整理事業、大規模住宅団地の建替え事業といった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

#### ○協議の場づくり

地権者等と市関係部署、公共施設の管理者等、関係者に参加を呼びかけ、景観に関する協議の場づくりに努めます。

(取り組み)

- ・地権者等に対して、景観形成のルール策定について働きかけ

### 計画の検討と協議・調整

市において、地区周辺のまちづくりの方向性や周辺の状況に応じた景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

#### ○景観形成のルール等の検討

将来的なまちなみの変化を想定し、良好なまちなみ形成を誘導していくため、各種計画やまちづくりの方向性等を考慮の上、景観形成のルール等を検討します。

市関係部署や公共施設の管理者等とも十分に調整を図り、連携を取りながら進めるとともに、必要に応じて都市デザインアドバイザーとの協議を行います。

#### ○地権者等との協議・調整

市の原案をもとに地権者等との協議・調整を行い、計画案として取りまとめます。

(取り組み)

- ・景観形成のルールの検討
- ・原案に基づき地権者等と協議・調整

### 景観形成に関するルールの担保

景観形成に関するルールを法・条例に基づくしくみを用いて担保し、良好なまちづくりを促進します。

#### ○重点的な地区の指定

地権者等との間で共有された景観まちづくりの方向性に基づき、景観形成に関する方針やルールに関して合意が得られた場合、重点的な地区として位置づけます。

#### ○景観形成に関するルールの担保

都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地区の特性やニーズに応じた各種法制度に基づくしくみを選択し、ルールを担保します。

#### ○公共施設の整備

地域の状況や景観まちづくりの方向性に応じて、景観重要公共施設の指定を検討します。

(取り組み)

- ・都市景観形成推進地区の指定

## 重点的な地区の景観形成の推進に向けた連携体制

### ○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

### ○市街地整備・基盤整備所管部署、産業振興所管部署との連携

市街地整備・基盤整備所管部署、産業振興所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

### ○住宅企画担当部署との連携

住宅企画担当部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

### ○市民活動団体・地域活動団体との連携

地区ごとの景観まちづくりの推進に向け、関連する市民活動団体や地域活動団体等との連携により取り組みを行います。



## 2. 普遍的取り組み

景観形成に関わる普遍的な取り組みとして、以下の施策を進めていきます。また、電子申請システムの活用や web 会議等の技術を活用して、各施策における対象ニーズに対する利便性の向上や、効率化を図ります。

### (1) PR・啓発

#### ○景観形成に関する情報提供や各種計画のPR

広報誌やホームページ等を用いて、景観に関する情報提供や各種計画のPRを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成マスタープラン計画編・推進編の普及
- ・広報とよなかでの特集記事、定期的情報提供
- ・ホームページでの普遍的情報提供 等

#### ○啓発事業の実施

市民・事業者の景観に関する意識向上、景観に関する情報提供等を目的に啓発事業を実施します。

(主な施策・事業)

- ・出前講座の実施
- ・景観セミナーの実施
- ・都市デザイン賞の実施
- ・都市景観デザイン相談の開催 等

### (2) 事業・計画

#### ○市街地の景観の質の向上をめざした建築物等の規制誘導

景観に与える影響の大きな一定規模以上の建築物等や開発行為、屋外広告物については、啓発はもとより、法・条例に基づく規制誘導を行うほか、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を行います。

(主な施策・事業)

- ・景観配慮指針に基づく助言・指導
- ・景観計画による大規模建築物等の規制誘導
- ・豊中市屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導
- ・都市デザインアドバイザーによる助言
- ・環境配慮指針に基づく助言・指導 等

#### ○景観資源の保全

地域の景観を構成する重要な要素となっている景観資源については、所有者等の意向を確認しながら、景観重要建造物・景観重要樹木、都市景観形成建築物等の指定、文化財関連や都市緑地法等の制度を、必要な検証や見直しを行いながら有効に活用し、保全に努めます。

(主な施策・事業)

- ・景観法に基づく制度の活用（景観重要建造物、景観重要樹木）
- ・豊中市都市景観条例に基づく制度の活用（都市景観形成建築物等）
- ・文化財関連制度の活用（指定文化財、登録文化財）
- ・環境の保全等の推進に関する条例に基づく制度の活用（保護樹木・保護樹林）
- ・都市計画緑地の指定 等

○良好な景観を創出する公共施設の整備と維持・管理

公園や公共建築物等の公共施設の整備にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するものとして整備し、また維持・管理します。

(主な施策・事業)

- ・地域の景観形成を先導する公共建築物の整備
- ・ワークショップを用いた公共建築物の整備の検討

○一定エリアにおける良好な景観を形成する事業

福祉のまちづくりに関連する事業や住環境整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備に関わる事業の推進にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するよう努めます。

また、良好な景観の形成を担保するため、都市景観形成推進地区（景観計画）や美化推進重点地区の指定等、一定のエリアを対象とした景観まちづくりを進めます。

(主な施策・事業)

- ・庄内・豊南町地区の密集市街地整備事業
- ・都市景観形成推進地区（景観計画）
- ・美化推進重点地区
- ・屋外広告物禁止地域の指定 等

○市民との協働による景観の改善や維持・向上

清掃や美化等に地域の市民と協働で取り組めるよう各種制度の活用を進めます。

(主な施策・事業)

- ・市のアダプト制度や府のアドプト・ロード（リバー）・プログラムの活用
- ・花いっぱい運動の支援
- ・生垣助成による接道緑化の支援
- ・地域のみどり愛護活動の展開
- ・公園・緑道における自主管理協定制度の活用
- ・美化推進重点地区協力員制度（まち美化名人）の活用
- ・まち美化活動協定制度の活用
- ・簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）の活用

### (3) 推進体制

#### ○景観担当部署としての取り組み

重点施策の実施にあたっては、市からの働きかけ先についての人材の情報を収集しつつ、景観担当部署の職員が積極的にそうした人材とのコミュニケーションを図るとともに、関連部署との連携のもと、効果的な景観施策の展開・実施に努めます。

#### ○総合的な推進に向けた関連部署との連携

総合的な都市景観形成の推進に向けて、都市計画・まちづくり・市街地整備・都市基盤整備・営繕・環境・地域活動支援・コミュニティ・産業振興・都市ブランド・広報等、関連する部署との情報交換や連携による取り組みを進めます。

#### ○国・府・近隣自治体との連携

国や府が行う公共施設の整備に対しては、本市で定める景観形成基準への適合を働きかけるほか、景観協議会の設立や景観重要公共施設の指定等を検討します。

府や近隣自治体との情報交流を積極的に行う等連携を強化し、景観まちづくりに関わる施策の向上に役立てるほか、市域境界付近における公共施設等の整備にあたって景観上の調整を図ります。

#### ○専門家団体との連携

専門家団体やNPO等を景観整備機構に指定し、協働で景観に関する啓発事業や景観資源の維持・管理等に取り組みます。

啓発事業等においては、大阪府建築士事務所協会や大阪府建築士会等の専門家団体との連携を進めます。

#### ○市民活動団体との連携

とよなか市民環境会議アジェンダ 21、豊中緑化リーダー会をはじめ、景観まちづくりに関わる市民活動団体との連携や協働の取り組みを図ります。



### 3 達成目標とPDCA

#### (1) 進捗状況及び実施効果を把握する指標

各種施策の進捗状況を把握するためのアウトプット指標を設定します。また、アウトプット指標による施策評価とあわせて、景観まちづくりの効果を把握するため、アウトカム指標を設定し、評価における参考とします。

##### 〈アウトプット指標〉

重点的取り組みの進捗状況を端的に把握する指標を以下とします。

重点的取り組み	アウトプット指標		
	内容	現状 (令和5年度)	目標 (令和15年度)
(1) 景観まちづくりの意識向上	景観イベントの参加人数	105人 (令和4年度)	130人/実施年
	イベント等によりみんなが見つけた景観スポット数	189件 (令和3年度)	200件/実施年
(2) 景観スタイリストの活躍推進	ステップアッププログラムの修了者数	38人 ※令和5年度推定値	延べ500人
(3) 重点的な地区の景観形成の推進	既存の景観形成協定、都市景観形成推進地区における意識調査の実施地区数	0地区	延べ9地区
	重点的な地区の指定(ルールの担保数)	9地区	延べ10地区

〈アウトカム指標〉

市民意識調査により定期的に同じ質問に対する回答を調査し、経年的な変化を把握します。

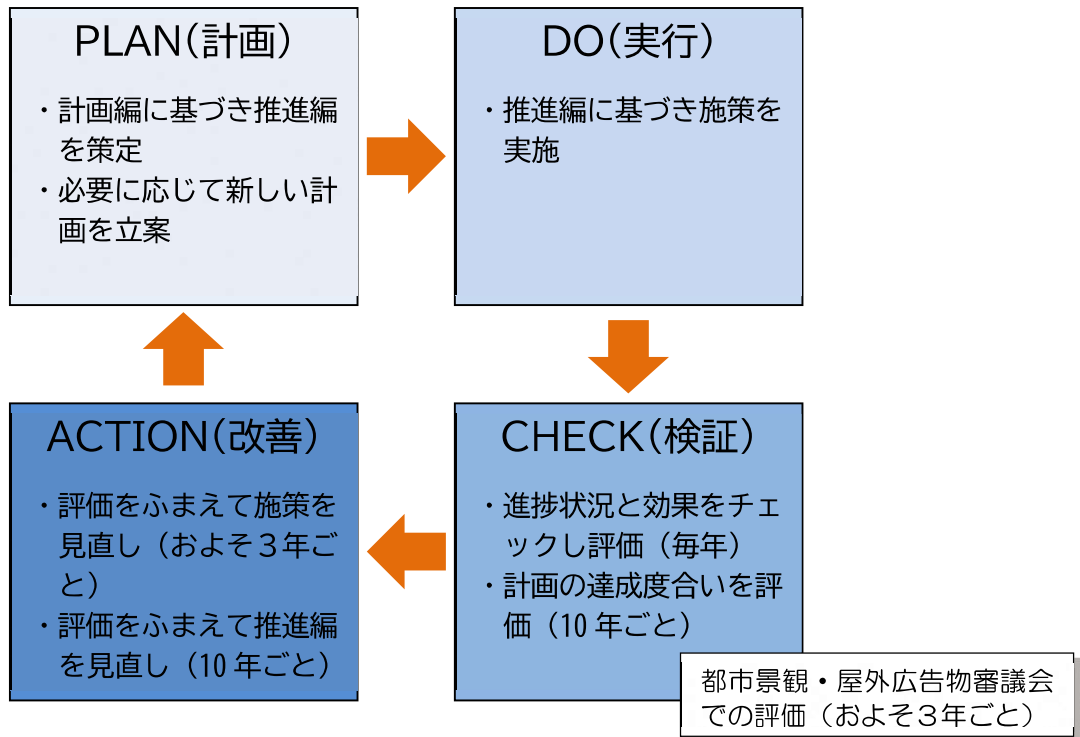
また、市民の実感把握としては、景観に関するさまざまな催し等の機会を通じて、市民目線から景観に関する意識の醸成度合いや景観スタイリストとしての活動への関心度等を把握していきます。

調査方法	アウトカム指標		
	内容	現状	目標 (令和15年度)
豊中市市民意識調査	<p>豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じる割合</p> <p>※市内に居住する18歳以上の市民を対象に、2年に1度実施している豊中市市民意識調査において「今の豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じていますか」という質問に対し「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合</p>	<p>74.5%</p> <p>※令和3年度</p>	80%
景観に関する催し等における参加者の意識調査	<p>景観スポットの関心度</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「景観スポット（とよなか百景、都市デザイン賞・まちなみ市民賞など）に関心がありますか」という質問に対し「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した割合</p>	—	80%
	<p>景観まちづくりに関する関心度</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「催しをとおして、あなたのまちの景観を良くするために身近にできることをやってみようと思いましたか」という質問に対し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合</p>	—	80%
	<p>豊中市の景観が良くなったと感じる割合</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「豊中市の景観が良くなったと感じますか」という質問に対し「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合</p>	—	80%

## (2) 評価のしくみ (PDCA)

およそ3年ごとに各種施策や達成目標の進捗状況を評価するとともに、施策効果等を勘案し、必要に応じて施策の見直しを行います。評価は都市景観・屋外広告物審議会において客観的・専門的観点から行うものとします。

また、10年後の目標年次時点では計画の達成度合いの評価を行い、必要に応じて推進編の見直しを行うものとします。



[豊中市都市景観・屋外広告物審議会による評価]

1年目	2年目	3年目	4年目 <sup>※1</sup>	5年目	6年目	7年目 <sup>※2</sup>	8年目	9年目	10年目 <sup>※3</sup>
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
報告	評価	報告	評価	報告	総括評価				

※1 4年目の都市景観・屋外広告物審議会で、令和6年度～令和8年度の3年間の取り組みについて評価を行い、その結果をふまえ必要に応じて施策を見直します。

※2 7年目の都市景観・屋外広告物審議会で、令和9年度～令和11年度の3年間の取り組みについて評価を行うとともに、3年後の計画期間の終了を見据え、社会情勢を整理し、目標の更新や計画の見直しの方向性について検討します。

※3 10年目の都市景観・屋外広告物審議会で、計画の達成度合いの評価を行います。